

平成 30 年

舞鶴市議会 9 月定例会議案

第 94 号議案(追加)

平成 30 年 10 月 3 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲 載 頁
第 94 号 議 案	公平委員会委員の選任について	1

第 94 号議案

公平委員会委員の選任について

下記の者を舞鶴市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

櫻 木 博

下 川 篤

平成 30 年 10 月 3 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

公平委員会委員を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により提案する。

参 考

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 抜 粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第 9 条の 2 人事委員会又は公平委員会は、3 人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3 第 16 条第 2 号、第 3 号若しくは第 5 号の一に該当する者又は第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者は、委員となることができない。

4 委員の選任については、そのうちの 2 人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

(第 5 項から第 8 項まで 略)

9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員(第 7 条第 4 項の規定により公平委員会の事務の処理の委託を受けた地方公共団体の人事委員会の委員については、他の地方公共団体に公平委員会の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含む。)の職(執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。)を兼ねることができない。

10 委員の任期は、4 年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11 人事委員会の委員は、常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、非常勤とする。

(第 12 項 略)